

議案第43号

日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月11日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

水道法施行令等の一部改正に伴い、技術士試験の第二次試験科目が見直され、上下水道部門の選択科目である「水道環境」は、「上下水道及び工業用水道」に統合され、廃止となるため所要の改正を行う。

2 改正内容

技術士試験の第二次試験の選択科目「水道環境」を廃止し、「上下水道及び工業用水道」に統合する。

3 附則

令和元年7月1日から施行

日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年日野町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。)であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。